

消防法施行令別表第1 (6)項口(平成27年4月1日～)

(1)	老人短期入所施設
	養護老人ホーム
	特別養護老人ホーム
	軽費老人ホーム(※1)
	有料老人ホーム(※1)
	介護老人保健施設
	老人短期入所事業を行う施設(老人福祉法第5条の2第4項)
	小規模多機能型居宅介護事業を行う施設(老人福祉法第5条の2第5項)(※2)
	認知症高齢者グループホーム(老人福祉法第5条の2第6項)
	その他これらに類するものとして総務省令で定めるもの(※3)
(2)	救護施設
(3)	乳児院
(4)	障害児入所施設
(5)	障害者支援施設(※4)
	短期入所を行う施設(障害者総合支援法第5条第8項)(※4)
	共同生活援助を行う施設(障害者総合支援法第5条第15項)(※4)

※1 要介護状態区分3以上の者の割合が施設全体の定員の半数以上であるもの

※2 直近3ヶ月間の過半期間以上において、宿泊サービスを利用する要介護状態区分3以上の者の割合が、宿泊サービス利用者全体の半数以上のもの

※3 避難が困難な要介護者を入居又は宿泊させ、業として入浴、排泄、食事等の介護、機能訓練又は看護若しくは療養上の管理その他の医療を提供する施設((6)項イに掲げるものを除く。)例としては、複合型サービス事業所や老人デイサービスセンター等で※2に該当するもの

※4 障害支援区分4以上の者の割合が概ね8割を超えるもの